

緊急雇用対策に関する提言・要請

平成21年3月30日
全国知事会

全国知事会では、昨今の厳しい雇用情勢に対応するため、本年1月に「緊急雇用対策本部」を立ち上げ、国に先んじて、様々な施策事業に取り組むなど、これまでに全国各地で一定の効果を挙げている。

しかし、雇用行政に関する権限の多くは依然として国が担っており、地方だけの取組には限界があり、また、加えて深刻な雇用不安が特定地域に止まらず、更に広がりを見せていることから、全国的な視点に立った更なる雇用対策が求められている。

こうした中、先に全国知事会から提言・要請した内容に沿って、国において雇用創出に係る交付金や財政措置が講じられたことは高く評価するものの、より深刻化する雇用情勢に対応するため、我々は、今一段の取組を国に対し求める。

1 当面の緊急対応

(1) 追加経済対策を早期に実施すること

追加経済対策を大規模かつ早期に実施するとともに、具体的な事業の検討にあたっては、最前線で対応に当たる地方の意見を踏まえ、可能な限り事業要件を撤廃・緩和するなど、地方の裁量と工夫が生きる仕組みとすること。

また、「地域活性化・生活対策臨時交付金」は、自由度が高く、大きな効果が期待できることから、大幅に拡充すること。

(2) 雇用の維持・確保に向けた対策を充実・強化すること

更なる雇用保険の適用範囲の拡大や、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の更なる拡充、雇用促進住宅の廃止に伴う明け渡し時期の延長や入居条件の緩和等を通じ、短期の非正規労働者を含めた雇用の維持確保に向けた対策を充実・強化すること。

また、職業訓練期間中及びそれに準ずる人材育成研修期間中の生活保障等のための受講給付金の支給等を通じ、人材不足とされる分野への重点的な人材移転を図ること。

(3) 「ふるさと雇用再生特別交付金」等関連交付金の更なる見直しと拡充に努めること

「ふるさと雇用再生特別交付金」、「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」については、事業要件が一部緩和されたが、人件費割合等の制限を緩和するとともに、新規雇用割合を下げるなど地方の裁量により主体的かつ弾力的に取り組むことができるよう、今後とも、更なる要件の見直しに取り組むとともに、雇用情勢が一層深刻化している現状を踏まえ、追加交付を行うこと。

(4) 中小企業信用保険制度における保険料率を軽減すること

極めて厳しい経営環境を余儀なくされている中小企業の現状を踏まえ、少なくとも「緊急保証制度」の実施期間である平成21年度末までの間は、中小企業者の負担軽減を図るため、「緊急保証制度」に係る現行保険料率の引き下げを行うこと。

2 中長期的な対応

(1) 潜在成長力を高める政策に重点的に投資すること

新エネルギーの開発と導入促進、技術革新による新市場の創造、新型情報インフラの整備など、潜在成長力を高める政策に重点的な投資を行い、選択と集中により効果的な雇用創出に取り組むこと。

(2) 雇用の安定を図る法制度の整備を図ること

労働者派遣に係る派遣元の資格要件の厳格化や、派遣先の損害賠償責任の明確化等について、適切な対応を図ること。

また、正規労働者と非正規労働者との均衡ある処遇に向けた法的整備についても、議論を先送りせず、着実に検討を進めること。